

報道機関 各位

市内クリーニング所跡地における土壤汚染事案の発生について

市内のクリーニング所跡地において、土地所有者が土壤汚染対策法に基づく土壤・地下水調査を行ったところ、テトラクロロエチレン等による土壤・地下水汚染が確認されました。

これを受けて、札幌市で周辺3か所の井戸で水質分析を実施しましたが、当該汚染物質は検出されず、現時点で周辺地下水(井戸水)への影響は確認されておりません。

ただし、周辺的生活環境への影響が懸念されることから、周辺地下水の利用に関する市民への注意喚起についてご協力をお願いします。

1 所在地

札幌市白石区栄通10丁目2番19号

2 経緯

令和3年12月27日	土地所有者が土壤調査結果を札幌市に報告 札幌市が土地所有者に当該地の地下水調査を行うよう指示
令和4年2月3日	土地所有者が当該地の地下水調査結果を札幌市に報告

※ 札幌市では、並行して令和4年1月に周辺井戸の水質分析を実施

3 調査結果の概要

(1) 土地所有者による調査結果

- 当該地について、特定有害物質であるテトラクロロエチレンとその分解生成物による土壤汚染が確認されました。
- 当該地の地下水中に、基準値の約3倍の濃度のテトラクロロエチレンが確認され、地下水を經由した周辺環境への影響が懸念されます。

区分	調査物質				
	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
土壤ガスの検出	あり	あり	なし	あり	なし
地下水	0.028 mg/L	基準値未満	基準値未満	基準値未満	基準値未満
(基準値 ^{**})	(0.01 mg/L)	(0.01 mg/L)	(0.1 mg/L)	(0.04 mg/L)	(0.002 mg/L)

※ 地下水基準値：一生涯にわたりその地下水を飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度(70年間、1日2Lの地下水を飲用することを想定)

(2) 札幌市による周辺地下水調査結果

札幌市が把握している井戸のうち、当該地周辺の地下水流下方向にある直近3か所（当該地から約300m、420m、460m離れた住宅の井戸）において水質調査を実施しました（採水日：令和4年1月11日～12日）。

その結果、3か所全てにおいて、テトラクロロエチレンとその分解生成物の濃度は基準値未満であり、現時点で周辺地下水（井戸水）への影響は確認されておりません。

(3) 基準超過原因

クリーニング所のパークドライ機で使用されていた溶剤（テトラクロロエチレンを含む）が土壌に浸透したと推定しています。

※クリーニング所営業期間：昭和41年（1966年）～令和3年（2021年）5月

4 今後の予定

札幌市では、土壌汚染対策法に基づき、当該地を要措置区域等に指定の上（指定日：令和4年1月21日）、土地所有者に対し、汚染の除去等の措置を行うよう指示しています。

現在土地所有者は、当該地の汚染除去等計画の策定を進めているところであり、札幌市では、必要な助言・指導を継続していきます。

また、当該地周辺の井戸については、札幌市において定期的に水質分析を行い、周辺環境への影響を注視していきます。

参考

○ 特定有害物質

土壌汚染対策法では、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、26種類を指定しており、地下水摂取によるリスクからは「土壌溶出量基準」、直接摂取によるリスクからは「土壌含有量基準」、地下水汚染の判断基準として「地下水基準」が定められている。

○ テトラクロロエチレン（第一種特定有害物質）

主にドライクリーニングや、金属の洗浄に使用される有機塩素系溶剤で水よりも重く、常温では無色透明の水に溶けにくく、甘い匂いを発する揮発性の液体である。

換気の悪い場所でテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められている。

テトラクロロエチレンの分解により、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンが生成することがある。

【問合せ先】札幌市環境局環境都市推進部環境対策課 林、高田

TEL:011-211-2882 FAX:011-218-5108